.（ 変更の届出）

次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、次の①から⑤までに定める事項を記載した別紙様式４の「変更届出書」を提出してください。

また、⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した変更届出書をあわせて提出してください。

なお、届出の期日については、居宅系サービスの場合は算定を開始する月の前月１５ 日、施設系サービスの場合は当月１日までに、提出してください。

① 会社法（平成１７ 年法律第８６号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、変更届出書及び別紙様式２－１を提出すること。

② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合は、変更届出書及び以下に定める書類を提出すること。

・ 旧処遇改善加算については、別紙様式２－１の２⑴及び別紙様式２－２
・ 旧特定加算については、別紙様式２－１の２⑴及び３⑹並びに別紙様式２－２
・ 旧ベースアップ等加算については、別紙様式２－１の２⑴及び３⑶並びに別紙様式２－２
・ 新加算については、別紙様式２－１の２⑴、３⑵及び３⑹並びに別紙様式２－３及び２－４

③ キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する適合状況に変更（算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合は、キャリアパス要件の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載し、別紙様式２－１の２⑴及び３⑷から⑺まで並びに別紙様式２－２、２－３及び２－４を提出すること。

④ キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）に関する適合状況に変更があり、算定する加算の区分に変更が生じる場合は、介護福祉士等の配置要件の変更の内容を変更届出書に記載し、別紙様式２－１の３⑺並びに別紙様式２－２、２－３及び２－４を提出すること。

また、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、３か月以上継続した場合も、同様に変更の届出を行うこと。

⑤ また、算定する新加算等の区分の変更を行う場合及び新加算等を新規に算定する場合には、変更届出書及び以下の様式を記載すること。

・ 旧処遇改善加算、旧特定加算及び旧ベースアップ等加算については、別紙様式２－１及び２－２
・ 新加算については、別紙様式２－１、２－３及び２－４

⑥ 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要を変更届出書に記載すること。